

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：警察費 項：警察活動費 目：刑事警察費

事業名 **新** 被害者支援対策強化事業費（性犯罪・性暴力対策）

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

警察本部 刑事部 捜査第一課 電話番号：058-271-2424（内 4111）

E-mail：c18873@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 945千円（前年度予算額：0千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	945	0	0	0	0	0	0	0	945
決定額	339	0	0	0	0	0	0	0	339

2 要求内容

（1）要求の趣旨（現状と課題）

ア 現状

性犯罪・性暴力の根絶に向けては、誰もが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、社会全体でこの問題に取り組む必要があることを自覚し、令和2年度から令和4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等の実行性ある取組を速やかに進めていくこととされた。また、男女共同参画会議、すべての女性が輝く社会づくり本部においても、方針に基づいた確実な取組が求められているものであり、加えて、経済財政運営と改革の方針2020（令和2年7月17日閣議決定）においても重ねて方針に基づく被害者支援等の強化を実施していくことが示されている。このほか、政府において、新年度以降、第4次犯罪被害者等基本計画を策定することとなっており、新たな基本計画を受け、当県において更なる取組の充実を図るべく、性犯罪被害者の支援体制の充実等、必要な施策を推進していく必要がある。

イ 課題

平成8年度から性犯罪被害者を早期に産婦人科で診察させることに加

え、証拠資料の採取等を目的として県内の医師に産婦人科協力医として委嘱し、平成 29 年 7 月刑法の一部改正を受け、令和元年 7 月から泌尿器科や肛門科の医師にも性犯罪捜査協力医として新たに委嘱し運用している。

性犯罪被害者は、心身に大きなダメージを負っており、性犯罪捜査協力医はその心情に十分配慮し早期に適切な治療を施し、被疑者の検挙につながる証拠を適切に採取することが求められ証拠措置を図る必要があることから、通常の診察に加え時間や労力を割かれることなどに対する報償費の支給が必要である。

(2) 事業内容

性犯罪捜査協力医に対する報償費支給

(3) 県負担・補助率の考え方

性犯罪捜査に必要な経費であり県負担は妥当である。

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	945	性犯罪捜査協力医への謝金
合計	945	

決定額の考え方

ぎふ性暴力被害者支援センターと同等の水準で実施し、所要額を計上します。

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

「清流の国ぎふ」創生総合戦略

Ⅱ-2-(2)-③ 犯罪・交通事故防止の推進

事業評価調査書（県単独補助金除く）

<input checked="" type="checkbox"/> 新規要求事業
<input type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 県警が委嘱している性犯罪捜査協力医に対して、通常の診療に加え性犯罪捜査のため時間や労力を割かれることから、その功労に対して医療費のみでは賄えない捜査協力に対して報償費を支給し、性犯罪被害者に対して適切な対応が可能となる。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目 標	達成率
強制的性交等認知 件数	(H)	11 件 (H30)	11 件 (R 元)	(H)	(H)	%
強制わいせつ認 知件数	(H)	40 件 (H30)	44 件 (R 元)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

性犯罪被害者の対応に従事した医師への報償であり、目標設定は困難である。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 協力医運用実績
 平成 29 年 18 件
 平成 30 年 29 件
 令和元年 25 件

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 医療分野でも働き方改革が進み、協力医の運用が困難となっている状況を踏まえ、医療費では賄えない捜査協力に対し報償費を支給することで、事案認知時においてこれまで以上に医師を早期に確保でき、性犯罪被害者に対して適切な対応が可能となる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	事件の早期解決のためにも医師の協力が必要であり、医療費のみでは賄えない捜査協力に対し報償を支払うことで被害者に対して適切な対応が可能となるため必要性は高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) ○	医師からの協力が得られることで、事件の早期解決に努めている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 速やかに対応できるよう協力医との関係を良好に築き、事案の早期解決を行う必要がある。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 「安全・安心な「清流の国ぎふ」づくりの実現と県民の信頼と期待に応えるためにも、事件の早期解決と、生命・身体の保護に努めていく。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	【○○課】

